

付 編 風水害対策

付編 風水害対策

- 近年、局所的集中豪雨が都市部に限らず全国規模で発生している。武蔵野市内でも都市化に伴い保水・遊水機能が低下し、集中豪雨時下水道管に大量の雨水が一気に流れ込むことから生じる雨水の逆流など、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害が発生している。

(資料第40 (台風及び集中豪雨等による市内の浸水被害))

- 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災関係機関と連携し、風水害等に係る適切な災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の水防対策を実施する責務がある。

付編 風水害対策

第1章 応急活動体制の確立

- 市は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、水災害に即応できる体制を確保して水防活動を実施する。

第1節 職員の参集・配備

第1 職員の配備態勢及び本部の設置基準

- 気象予警報が発表される等災害の発生が予想される場合、若しくは、災害が発生した場合における市職員の配備態勢は、次の基準による。

付 編 風水害対策
第 1 章 応急活動体制の確立

<警戒態勢>

配備態勢	予想情報	警戒・被害の状況	主な活動	配備する職員
第1警戒態勢	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨等の注意報又は警報が発令され、降雨量若しくは雨雲等の動きから今後さらに気象情報の収集と警戒が必要な場合 ●その他の状況により防災安全部長が必要と判断したとき 		<ul style="list-style-type: none"> ●気象情報及び市内状況の情報収集 ●被害の予測予想及び対応策の検討 ●必要に応じ市民への広報 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災安全部(全員)(防災課・安全対策課) ●消防団(自宅待機)
第2警戒態勢	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨等の警報が発令され、短時間に相当量の降雨等が予想される場合、若しくは台風等の接近に伴い警戒が必要な場合 ●その他の状況により防災安全部長が必要と判断したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路冠水等の発生が予想されるとき、若しくは発生した場合 ●台風等の接近により倒木その他の風による被害の発生が予想されるとき、若しくは発生した場合 	上記の活動に加えて <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関への情報連絡 ●市民への広報 ●危険箇所の巡視 ●被害が発生した場合の水防活動 	上記の職員に加えて <ul style="list-style-type: none"> ※水防支援職員 ●環境部(必要人数) ●都市整備部(必要人数) ●消防団(必要人数)
第3警戒態勢	<ul style="list-style-type: none"> ●市の地域で局地被害が発生するおそれがあり、又は軽微な被害が発生した場合、若しくは台風の接近に伴い特別の警戒が必要な場合 ●その他の状況により防災安全部長が必要と判断したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●住家の浸水が予想されるとき ●長期にわたって道路冠水が続くと予想されるとき ●住民が自主的避難を開始したとき 	上記の活動に加えて <ul style="list-style-type: none"> ●市民等からの通報に基づく現地確認 ●危険箇所での水防活動 ●住民の自主的避難の支援 	上記の職員に加えて <ul style="list-style-type: none"> ●環境部(必要人数) ●都市整備部(必要人数) ●水道部(必要人数) ●消防団(必要人数)

<応急対策本部>

配備態勢	予想情報	警戒・被害の状況	主な活動	配備する職員
第1次 応急対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ●市内各所で災害が発生するおそれがあり、若しくはすでに局地災害が発生した場合 ●その他の状況により防災安全部を担任する副市長が必要と判断したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●住家の浸水等が生じたとき ●避難勧告を検討する必要性が生じたとき 	上記の活動に加えて <ul style="list-style-type: none"> ●被災者の救助・救出 ●住家の浸水状況の把握 ●付近住民への注意の呼びかけ ●避難所開設の準備 ●市関係施設の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災安全部 ●総合政策部(必要人数) ●総務部(必要人数) ●財務部(必要人数) ●市民部(必要人数) ●環境部(必要人数) ●健康福祉部(必要人数) ●子ども家庭部(必要人数) ●都市整備部(必要人数) ●水道部(必要人数) ●教育部(必要人数) ●消防団(必要人数)
第2次 応急対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ●第1次応急対策本部では対応することができない災害が発生した場合 ●その他の状況により防災安全部を担任する副市長が必要と判断したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●人的被害が発生したとき ●広範囲に及ぶ災害が発生したとき ●市民生活に影響のある施設(ライフライン施設等)に被害が発生したとき ●避難勧告・指示を発令するとき 	上記の活動に加えて <ul style="list-style-type: none"> ●避難勧告・指示等 ●避難所の開設・運営 ●被災施設の応急復旧 	上記の職員に加えて <ul style="list-style-type: none"> ●総合政策部(必要人数) ●総務部(必要人数) ●財務部(必要人数) ●市民部(必要人数) ●環境部(必要人数) ●健康福祉部(必要人数) ●子ども家庭部(必要人数) ●都市整備部(必要人数) ●水道部(必要人数) ●教育部(必要人数) ●消防団(必要人数)

<災害対策本部>

配備態勢	予想情報	警戒・被害の状況	主な活動	配備する職員
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ● 広範囲に災害が発生すると予想されるとき ● その他の状況により市長が必要と判断したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内全域に及ぶ被害が発生したとき ● 総合的な応急対策が必要になったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害応急対策の全ての活動 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての職員

第2 職員の招集

1 招集・連絡

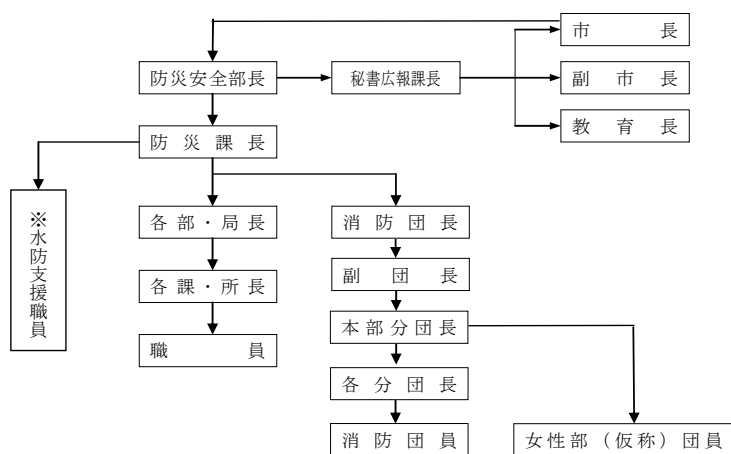
(1) 勤務時間内

- 職員の招集の連絡は、庁内放送等を通じて防災安全部長が行う。

(2) 勤務時間外（夜間・休日等）

- 勤務時間外における職員の招集の連絡は、防災安全部長が必要と判断したときは「職員連絡系統」に従って、電話・メール・伝令等によって連絡する。

【図表 1 - 1 勤務時間外における職員連絡系統】



2 水防支援職員の招集

- 夜間・休日等、勤務時間外に気象庁より大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、第2警戒態勢が整うまでの間に防災安全部長が必要と判断した場合は、事前に登録されている「水防支援職員」に電話、メール等により出動を要請する。

第 2 節 警戒態勢及び応急対策本部の設置

第 1 警戒態勢及び応急対策本部の設置

- 市長は、市の地域において、災害対策本部を設置するに至らない程度の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その対策に緊急を要すると認めるときは、「第 3 部災害応急対策計画 第 1 章初動態勢・応急対応体制 第 2 節初動及び職員の活動態勢 第 4 災害対策本部の設置に至らない措置」を準用し、警戒態勢又は応急対策本部を設置するものとする。

1 警戒態勢

(1) 第 1 警戒態勢

- ア 時期 大雨等の注意報又は警報が発令され、降雨量若しくは雨雲等の動きから今後さらに気象情報の収集と注意が必要な場合又はその他の状況により、防災安全部長が必要と認めるときに、その指令を発する。
- イ 態勢 気象情報の収集、情報収集連絡活動ができる態勢とする。

(2) 第 2 警戒態勢

- ア 時期 大雨等の警報が発表され、短時間に相当量の降雨等が予想される場合、若しくは台風の接近に伴い警戒が必要な場合において、防災安全部長が必要と認めるときに、その指令を発する。
- イ 態勢 情報収集連絡活動を強化するとともに、軽微な被害の発生に対処することができる態勢とする。

(3) 第 3 警戒態勢

- ア 時期 市の地域で局地被害が発生するおそれがあり、又は軽微な被害が発生した場合、若しくは台風の接近に伴い特別の警戒が必要な場合又はその他の状況により、防災安全部長が必要と認めるときに、その指令を発する。
- イ 態勢 第 2 警戒態勢を強化し、災害の発生を抑制するとともに局地災害に直ちにに対処することができる態勢とする。

2 応急対策本部

(1) 第 1 次応急対策本部

- ア 時期 市内各所で災害が発生するおそれがあり、若しくはすでに局地災害が発生し、又はその他の状況により、防災安全部を担任する副市長が必要と認めるときに設置する。
- イ 態勢 市関係施設の点検及び管理を行うことができる態勢で、かつ、市内各所についての局地災害に対処することができる態勢とする。

(2) 第 2 次応急対策本部

- ア 時期 第 1 次応急対策本部では対応することができない災害が発生し、若しくはその他の状況により、防災安全部を担任する副市長が必要と認めるときに設置する。

イ 態勢 市関係施設の点検及び管理を行うことができる態勢で、かつ、市の地域についての災害に対処することができる態勢とする。

第2 警戒態勢及び応急対策本部の廃止

1 警戒態勢の解除

- 防災安全部長は、災害が発生するおそれが解消され、警戒の必要がなくなったと判断した場合は、警戒態勢を解除して、被害状況及び対策の状況を市長に報告する。

2 応急対策本部の廃止

- 防災安全部を担任する副市長が、災害が発生するおそれが解消され、警戒の必要がなくなったと判断した場合、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、応急対策本部を廃止して、被害状況及び対策の状況を市長に報告する。

第3節 災害対策本部の設置

第1 災害対策本部の設置

- 市は、広範囲に災害が発生すると予想されるとき、若しくは災害が発生し、市長が災害対策本部の設置を必要と判断したときは、「第3部災害応急対策計画 第1章初動態勢・応急対応体制 第1節武蔵野市災害対策本部の組織・運営」を準用し、災害対策本部を設置するものとする。

【風水害等の場合の本部設置基準】

- 1 武蔵野市を含む地域（多摩北部）に気象業務法に基づく、大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、市長が災害対策本部の設置を必要と判断したとき
- 2 台風、集中豪雨、洪水その他による災害が発生した場合で、市長が本部の設置を必要と判断したとき
- 3 その他市長が本部を設置し総合的な応急対策を行う必要がある判断したとき

第2 現地災害対策本部の設置

- 台風、集中豪雨、洪水その他による災害が発生し、被害が局所的な場合、市長が被害地域における救助・復旧対策等を総合的に指揮する必要があると判断したときは、災害現場付近の公共施設等に「現地災害対策本部」を設置する。

付編 風水害対策

第2章 気象予警報の伝達

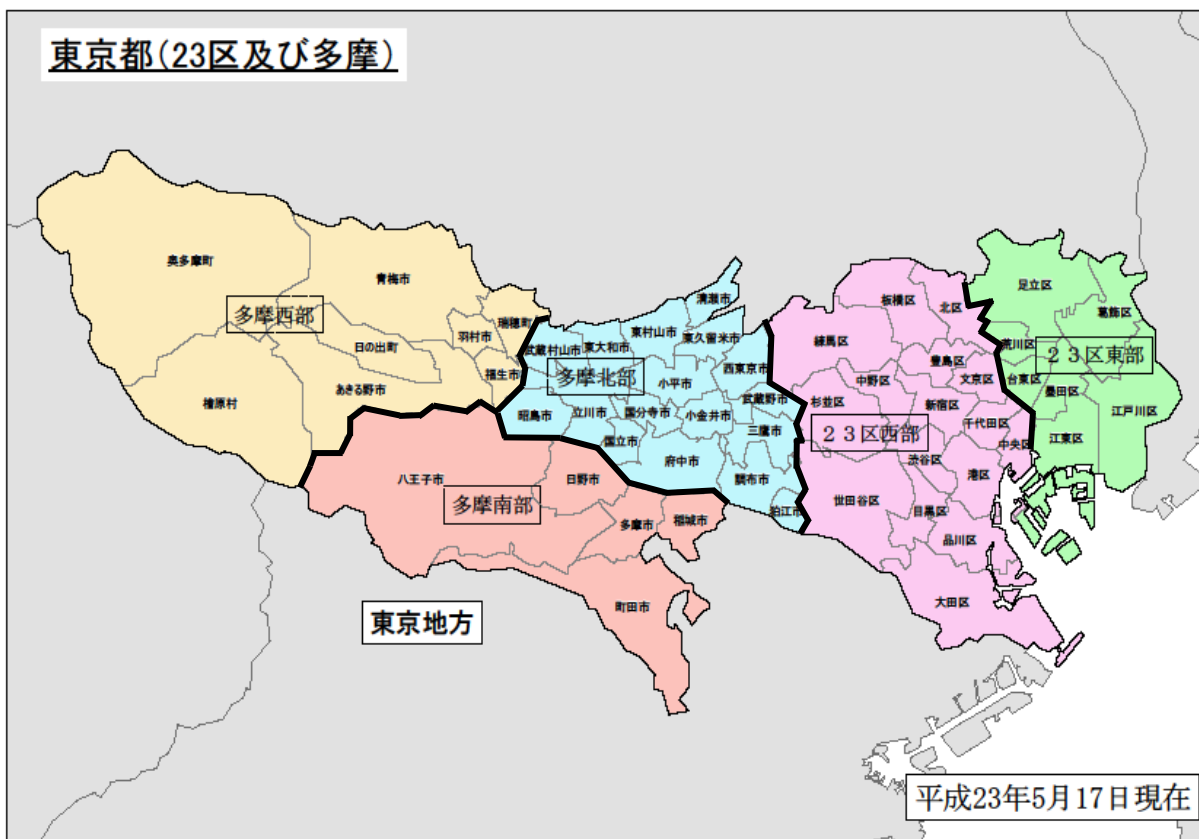
第1節 気象情報

- 市及び各防災関係機関は、気象状況により、浸水等の被害が発生するおそれがある場合は、的確な情報の把握に努めるとともに、相互の連絡、通報又は伝達及び市民への情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、情報の目的、性格、伝達の系統、方法について精通し、効果的な水防活動に努めるものとする。

第1 予報区分

- 注意報・警報は、市区町村ごとに発表される。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な情報を簡潔かつ効率的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる。

【図表2-1 東京都（23区及び多摩）における予報区分】



第2 気象注意報・警報の種類と発表基準

- 気象注意報は、大雨等によって、災害が起るおそれがある場合にその旨を注意喚起するために発表される。
- 気象警報は、重大な災害の起るおそれがある旨を警告するために発表される。
- 記録的短時間大雨情報は、大雨警報が発表されている時に、数年に 1 回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、または解析したことを発表する情報であり、現在の降雨がその地域にとってまれな激しい状況であることを周知するために発表される。

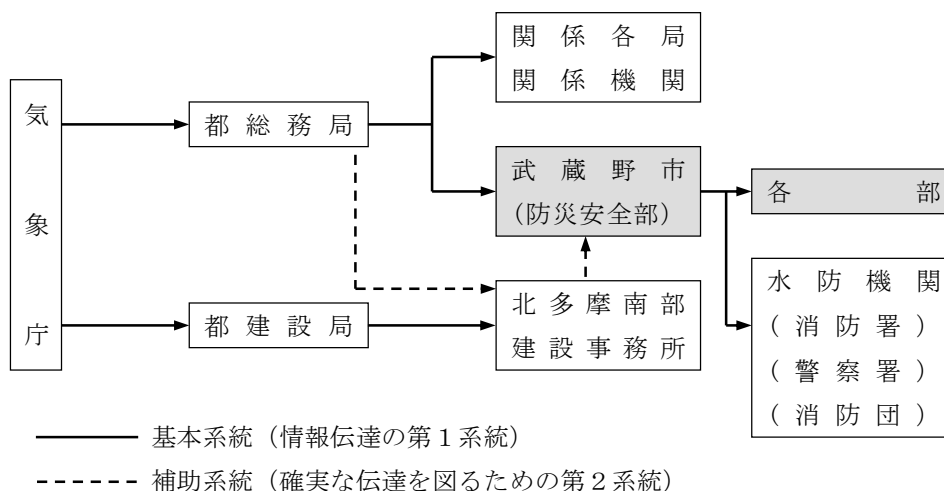
種類	武蔵野市の基準			
注 意 報	強風（平均風速）		13m/s 以上	
	風雪（平均風速）		13m/s 以上 雪を伴う	
	大雨	1 時間雨量		25mm 以上
		土壌雨量指数基準※		144
	洪水	1 時間雨量		25mm 以上
		流域雨量指数基準※		仙川流域の流域雨量指数 10 以上
	大雪（24 時間降雪の深さ）		5 cm	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	乾燥		最小湿度 25%以下で、実効湿度 50%以下	
	濃霧（規程）		陸上 100m以下	
	霜（最低気温）		4 月 10 日～5 月 15 日 2℃以下	
低温（最低気温）		夏期(平均気温): 平年より 5℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くとき 冬期(最低気温): -7℃以下		
着氷・着雪		大雪警報の条件下で気温が -2℃～2℃の時		
警 報	暴風（平均風速）		25m/s 以上	
	暴風雪（平均風速）		25m/s 以上 雪を伴う	
	大雨	1 時間雨量		50mm 以上
		流域雨量指数基準		仙川地域の流域雨量指数 12 以上
	洪水	1 時間雨量		50mm 以上
大雪（24 時間降雪の深さ）			20cm	
記録的短時間大雨情報（1 時間雨量）			100mm	

※ 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したもの。

※ 流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。

1 気象情報の伝達経路

○ 気象庁が発表する気象情報等は、次の伝達経路で伝達される。



第3 洪水予報の種類と発表基準

○ 気象庁は都と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を定めて水位または流量を示した洪水の予報を行っている。

1 洪水予報を行う河川及びその範囲

○ 洪水予報を行う河川及びその範囲で、武蔵野市に関係のあるものは次のとおり。

河川名	区 間	基準地点
神田川	左岸：三鷹市井の頭三丁目 322 番地先から 隅田川合流点まで	番屋橋 和田見橋
	右岸：三鷹市井の頭三丁目 322 番地先から 隅田川合流点まで	南小滝橋 飯田橋

2 洪水予報の種類と発表基準

○ 「はん濫発生情報」は「洪水警報」に相当する。

種類	発表基準
神田川はん濫発生情報 (洪水警報)	基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内には はん濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場 合に発表する。

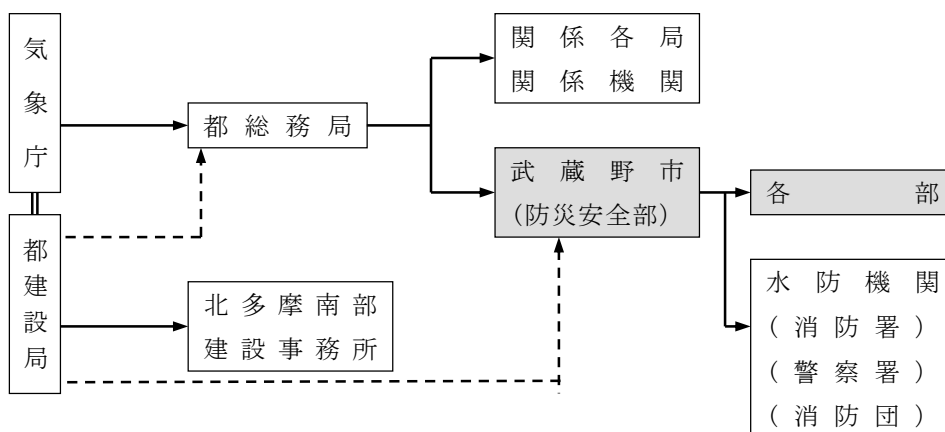
3 洪水予報河川発表基準水位

河川名	基準地点	所在地	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位
神田川	番屋橋	杉並区和泉	34.10m	34.93m
	和田見橋	中野区弥生町	29.72m	30.59m
	南小滝橋	新宿区北新宿	17.96m	20.10m
	飯田橋	文京区後楽	3.67m	5.27m

単位 A.P

4 洪水予報伝達

○ 洪水予報の伝達は、次のとおり行う。



————— 基本系統（情報伝達の第1系統）

- - - - - 補助系統（確実な伝達を図るための第2系統）

※都総務局からの伝達が途絶した場合は、北多摩南部建設事務所から武蔵野市（防災安全部）に情報を伝達する。

第3章 応急対策活動

第1節 警戒態勢及び応急対策本部の活動

第1 気象情報の収集

- 降雨情報システム（東京アメッシュ）、水防対策支援情報、都災害情報システム(D I S) 端末、インターネットの気象情報サイト、テレビ、ラジオ等を活用し、周辺地域を含めた大雨の状況や降雨予測、台風の進路情報等の気象情報を収集する。

【防災安全部】

第2 市内状況の情報収集

- 市内に設置してある気象観測装置の雨量・風向風速計及び下水道施設の水位・流量計等により市内の風雨状況や排水処理状況の情報を収集する。

【防災安全部、環境部】

- 必要に応じて市職員（夜間・休日等の場合は、水防支援職員）等による現地確認や消防団、消防署、警察署に対し現地確認等の要請を行い、河川水位や雨水排水等の市内状況の情報を収集する。

【警察署、消防署、防災安全部・環境部・都市整備部、消防団】

第3 被害予測及び対応策の検討

- 上記で収集した情報と過去の災害事例等に基づいて被害状況の予測を行い、対応策の検討を行う。

【防災安全部、環境部、都市整備部】

第4 関係機関等への情報連絡

- 上記で収集した気象情報等を市各部に連絡するとともに、必要に応じて水防機関及び防災関係機関等に電話・ファクシミリ及び防災行政無線で伝達する。
- 水防機関及び防災関係機関への情報連絡は、「第3部災害応急対策計画 第2章情報の収集・伝達 第1節情報連絡体制」を準用する。

【防災安全部】

第5 市民への広報

- 気象庁より大雨等の警報が発表された場合は、防災行政無線（屋外拡声子局・屋内戸別受信機）、むさしの防災・安全メール、ホームページ等で市民へ気象情報を広報する。また、災害に結びむさしのFM、JCN武蔵野三鷹へ放送を要請する。

- 短時間に相当量の降雨が予想され、警戒が必要な場合において、防災安全部長が必要と認めるときは、広報車、水防支援職員等により浸水の発生のおそれがある地域の住民等に注意を呼びかけるとともに、必要に応じて消防署、警察署、消防団等の協力を得て市民に周知する。
- 洪水予報等の伝達については、以下の方法等により、神田川周辺の浸水想定区域の住民へ情報を伝達する。
 - (1) 防災行政無線の放送
 - (2) 電話による連絡
 - (3) メールによる連絡
 - (4) F A Xによる連絡
 - (5) 広報車（拡声スピーカー）による広報

【防災安全部】

第6 危険箇所の巡視

- 第2警戒態勢以降において、道路、河川・水路、下水道、公園・緑地、街路樹等の管理者である各課は、必要に応じて過去に氾濫・浸水実績のある地域、道路冠水等の浸水常襲地域、その他注意を要する地域・箇所の巡視を行い、必要に応じて監視等を行う。
- 必要に応じて消防署・消防団に対して危険箇所等の巡視を要請する。

【警察署、消防署、防災安全部、環境部、都市整備部、消防団】

第7 市民等からの通報に基づく現地確認

- 市民等からの通報に基づく現地の確認及び対応を要請された場合は、通報のあった現地にて状況の確認を行うとともに、必要に応じて監視及び水防活動等を行う。

【防災安全部、環境部、都市整備部】

第8 危険箇所での水防活動

- 第3警戒態勢以降において、市は水防機関等と連携して、河川・水路、下水道の氾濫、又は浸水の拡大等のおそれがある場合は、被害を最小限に止めるよう所管施設の水防活動等を実施する。
- 公園・街路樹等の倒木被害が生じた場合、又はそのおそれがある場合は、倒木処理等を実施する。

【警察署、消防署、防災安全部、環境部、都市整備部、消防団】

第9 住民の自主的避難の支援

- 市は、大雨による河川・水路、下水道の氾濫等に対し、市民等が自主的な避難を行う場合は、被災地域付近の安全な公共施設を指定し、避難者に開放する。

【防災安全部】

第2節 災害対策本部の活動

- 市は、広範囲に災害が発生すると予想されるとき、若しくは災害が発生し、市長が本部の設置を必要と判断したときは、「第3部災害応急対策計画 第1章初動態勢・応急対応体制 第2節初動及び職員の活動態勢」を準用し活動するものとする。

第3節 警戒期終了後の対応

- 警戒終了後において、各部は必要に応じて次の活動を実施、又は継続する。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 税の減免措置に伴う被害調査 ・ 市民税・都民税の減免 ・ 固定資産税(償却資産含む)、都市計画税の減免 	財務部
<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況の調査、記録 ・ 災害見舞金の支給 ・ 災害援護資金の貸付 ・ 都への報告 ・ 災害救助法の申請 	防災安全部
<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災証明書の発行 ・ 国民健康保険税、一部負担金(自己負担分)の減免 ・ 国民年金保険料の減免 ・ 小規模企業融資あっせん 	市民部
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ごみの回収・処分 ・ 防疫活動 	環境部
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防疫活動 ・ 介護保険料・利用者負担額の減免 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童手当・児童育成手当などの助成 ・ 保育料の減免 	子ども家庭部
<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水地域の清掃 ・ 土のうの提供・回収 	都市整備部
<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管施設の復旧活動 	各担当部